

# 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

(参考資料5)

厚生労働省・国土交通省・環境省



レベル1 (発じん性: 著しく高い)	レベル2 (発じん性: 高い)	レベル3 (発じん性: 比較的低い)
吹付け石綿	耐火被覆板(ケイカル板2種) 断熱材(煙突、屋根折板)、保温材	スレート石綿含有岩綿吸音板、Pタイル ケイカル板1種、サイジング石綿セメント板

## 事前の手続き等

事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管)	レベル1	レベル2	レベル3
事前調査の実施 <石綿則第3条>	○	○	○
事前調査の実施 <建設リサイクル法施行規則第2条>	(対象はコンクリート等の特定建設資材(※)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)		
作業計画の作成、周知 <石綿則第4条>	○	○	○
「工事計画届」 <安衛法第88条第4項> (14日前までに労働基準監督署長あて提出)	○	—	○
「特定じん排出等作業届出書」 <大防法第18条の15> (14日前までに都道府県知事等あて提出)	○	○	—
事前届出の実施 <建設リサイクル法第10条> (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出)	(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」 <石綿則第5条> (作業前に労働基準監督署長あて提出)	○	○	—
事前措置の実施 <建設リサイクル法施行規則第2条>	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		

## 作業員の健康を守るために

特別教育の実施 (対象: 解体等作業従事者全員)	レベル1	レベル2	レベル3
石綿作業主任者の選任 <石綿則第19条>	○	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管) <石綿則第40条、第41条>	○	○	○
呼吸用保護具 <石綿則第14条> 使い捨てマスクは 使用してはいけません!	○ エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	○ 全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)	○ 半面形マスク (フィルタ区分3又は2)
保護衣・作業衣 <石綿則第14条>	○ 保護衣(使い捨て)	○ 保護衣	○ 保護衣/作業衣

## 石綿粉じんを飛散させないために

「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置)	レベル1	レベル2	レベル3
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <石綿則第15条、第33条、第34条>	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <石綿則第28条、第31条>	○	○	○
作業方法 <石綿則第6条、大防則第16条の4>	隔離養生、前室の設置、HEPAフィルタ付き負圧除じん機/真空掃除機の設置 (切断等を行わない場合) 除去を行う部分の周辺を事前養生 <大防則第16条の4>		
石綿含有建材の湿潤化 <石綿則第13条、大防則第16条の4>	○	○	○
作業場の清掃(毎日) <石綿則第30条>	○	○	○

## 及び資源の有効な適正利用確保

分別解体の実施 <建設リサイクル法第9条>	レベル1	レベル2	レベル3
廃棄物の種類 <廃棄物処理法第1条の2> <廃棄物処理法第2条、施行規則第7条の2の3>	「廃石綿等」 (特別管理産業廃棄物)		「石綿含有産業廃棄物」 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等)
廃棄物の処理方法 <廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3> 委託契約書の締結 マニフェストの交付 飛散・流出の防止	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 <廃棄物処理法施行規則第8条の13、施行令第6条の5> 熔融処理、無害化処理 埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場) (固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重こん包)		他の廃棄物と区別、 <b>破碎禁止</b> <廃棄物処理法施行令第6条> 熔融処理、無害化処理 埋立処分 (一定の場所、覆土)
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付	○	○	△ 埋立記録、保存(処分業者) <廃棄物処理法基準省令>

## 記録等

作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回)	レベル1	レベル2	レベル3
作業の記録、保管(40年保管) <石綿則第35条>	○	○	○

注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項  
 注2 安衛法: 労働安全衛生法、石綿則: 石綿障害予防規則、大防法(則): 大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令): 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則): 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)  
 注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体: 床面積合計80㎡以上 ②建築物新築: 同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替: 請負代金1億円以上 ④その他の工作物: 同500万円以上の場合)の工事  
 注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所等で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項  
 注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある  
 ※ 「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という